

議案第 7 4 号

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市土地開発公社の解散に伴い、恵我之荘駐車場、学園前駐車場及び高鷲駐車場の設置及び使用料に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営駐車場条例(平成19年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

4	恵我之荘駐車場	羽曳野市南恵我之荘1丁目189番地の3
5	学園前駐車場	羽曳野市学園前4丁目840番地の189及び190
6	高鷲駐車場	羽曳野市高鷲1丁目263番地の3及び266番地の12

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

駐車場区分	駐車区分			使用料
古市駅西駐車場 駒ヶ谷駅駐車場 古市駅東駐車場	時間駐車	入庫日の利用	20分を超える40分以内	100円
			以後40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1,200円を上限とする。)
		入庫日を超える利用	40分を超えるごとに	100円を加算した額(ただし、1日当たり1,200円を上限とする。)
古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極駐車	1箇月につき10,000円		

備考

- 1 入庫日とは、使用者が入庫をした時からその日の午後 12 時までをいう。
- 2 月極駐車による使用者が、月の途中において新たに使用を開始し、又は月の途中において使用を終了し、若しくは中止する場合であっても、その月の使用料は全額徴収するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市営駐車場条例 新旧対照表

新				旧						
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p>				<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路交通の円滑化を図り、市民の利便性に資するため、本市に羽曳野市営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p>						
	名称	位置			名称	位置				
1	古市駅西駐車場	羽曳野市栄町 339 番地の 1		1	古市駅西駐車場	羽曳野市栄町 339 番地の 1				
2	駒ヶ谷駅駐車場	羽曳野市駒ヶ谷 148 番地		2	駒ヶ谷駅駐車場	羽曳野市駒ヶ谷 148 番地				
3	古市駅東駐車場	羽曳野市古市 1 丁目 41 番地の 1		3	古市駅東駐車場	羽曳野市古市 1 丁目 41 番地の 1				
4	恵我之荘駐車場	羽曳野市南恵我之荘 1 丁目 189 番地の 3								
5	学園前駐車場	羽曳野市学園前 4 丁目 840 番地の 189 及び 190								
6	高鷲駐車場	羽曳野市高鷲 1 丁目 263 番地の 3 及び 266 番地の 12								
<p>第 2 条～第 12 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第 6 条関係)</p>				<p>第 2 条～第 12 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第 6 条関係)</p>						
	駐車場区分	駐車区分		使用料		駐車区分		使用料		
古市駅西駐車場 駒ヶ谷駅駐車場 古市駅東駐車場	時間 駐 車	入庫日の利用	20 分を超える 40 分以内	100 円	時間 駐 車	入庫日の利用	20 分を超える 40 分以内	100 円		
			以後 40 分を超えるごとに	100 円を加算した額(ただし、1,200 円を上限とする。)			以後 40 分を超えるごとに	100 円を加算した額(ただし、1,200 円を上限とする。)		
			入庫日を超過する利用	40 分を超えるごとに			100 円を加算した額(ただし、1 日当たり 1,200 円	入庫日を超過する利用	40 分を超えるごとに	100 円を加算した額(ただし、1 日当たり 1,200 円を上限とする。)
			月極駐車	1 箇月につき 10,000 円			月極駐車	1 箇月につき 10,000 円		

				を上限とする。)	
古市駅西駐車場 恵我之荘駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	月極駐車	1箇月につき 10,000 円			
備考					備考
<p>1 入庫日とは、使用者が入庫をした時からその日の午後 12 時までをいう。</p> <p>2 月極駐車による使用者が、月の途中において新たに使用を開始し、又は月の途中において使用を終了し、若しくは中止する場合であっても、その月の使用料は全額徴収するものとする。</p>					<p>1 入庫日とは、使用者が入庫をした時からその日の午後 12 時までをいう。</p> <p>2 月極駐車による使用は、古市駅西駐車場のみとする。</p> <p>3 月極駐車による使用者が、月の途中において新たに使用を開始し、又は月の途中において使用を終了し、若しくは中止する場合であっても、その月の使用料は全額徴収するものとする。</p>
以下省略					以下省略